



「剣淵町排雪支援事業」のお知らせ



町では、冬期間の快適な生活環境が確保できるように排雪支援事業を実施しています。これは、道路や宅地内の排雪作業を実施する個人又は法人に対し、町が排雪作業にかかる経費の一部を助成するものです。ぜひご活用ください。

●助成対象者

剣淵町に住所又は事業所を有する個人及び法人で、町税及び町使用料の滞納がない方

●対象排雪箇所

居住又は使用している宅地及び宅地に隣接する道路

●排雪作業を行う者（町内受付業者）

（株）寒地技研、北運共栄（株）、卯城建設（株）、大野土建（株）剣淵支店、（株）菅井土木建設

●助成金交付申請

この事業を利用する方は、作業終了後に剣淵町排雪支援事業助成金交付申請書と領収書の写しを添付し、すみやかに町に提出してください（平日（開庁）の午前8時15分から午後5時）。

※助成金は翌月末の交付となります。

●対象期間

令和7年12月1日から令和8年3月31日まで

●助成金額及び助成回数

指定業者の使用する排雪ダンプ1台あたりに要した費用の2分の1以内で、2,000円を上限とする額。助成金の交付を受けられる回数は、対象期間で2回までとし、1回につき4台までとなります。



除雪・排雪作業にご協力ください



今年も降雪期を迎えるにあたり、町道の除雪作業には万全を期しておりますが、作業の効率化と経費節減のため住宅のない区間の除雪は行っておりません。お出かけの際、遠回りになるなど皆様には大変ご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

また、町道排雪における雪の堆積場所については、町道8線の剣淵川に架かる8線橋付近の8線雪捨て場と、駅東側にある元町雪捨て場の2か所としていますが、個人、民間の雪捨て場については、交通安全と管理上から8線雪捨て場のみとさせていただきますのでご了承願います。

8線雪捨て場の利用期間は令和7年12月1日から令和8年3月31日までとし、利用時間は午前8時から午後5時までとなります。

☆安全な除排雪作業のために、次のことをお守りください☆

① 住宅周りの雪を道路に出さないでください。道幅が狭くなり、交通事故につながる危険性があります。

② 路上駐車はやめましょう。消防車・救急車などの緊急車両の通行の妨げになります。

③ ごみ収集日・時間・場所を守りましょう。ごみを前日から出すと、除雪作業の妨げになり、ごみが散らばる原因となります。

④ 除排雪作業車は大変危険ですので近づかないでください。運転手は常に安全運転を心掛けていますが、作業車には死角が多いため、近づくとも重大な人身事故につながるおそれがあります。大変危険ですので、決して近づかないようにしてください。

お気づきの点があれば、役場建設課（☎26-9024）にご連絡ください。なお、国道については、旭川開発建設部土別道路事務所（☎23-3147）、道道については、旭川建設管理部土別出張所（☎23-2191）にご連絡ください。

建設課土木建築グループ（☎：26-9024）